

12 農業生産基盤整備の促進について

【農林水産省】

【提案・要望】

離島・半島地域が多く営農条件が厳しい本県において、担い手を確保し、農業所得の向上を図るために、以下の措置を講じること

- 1 農地の基盤整備や農村の防災減災対策、農道整備事業を計画的に推進するために必要な農業農村整備（補助、農山漁村地域整備交付金含む）関係予算を十分な当初予算として確保・充実すること
- 2 地域の農業の収益性向上や生産基盤の強化を図るために必要な生産施設や機械整備に対する生産基盤施設整備関連事業の予算を確保するとともに、産地パワーアップ事業においては、計画期間の認定延長や再認定等を行うことで、継続して事業に取り組めるよう制度を改善すること

【本県の現状・課題等】

本県の農業産出額は平成21年度以来7年連続で伸びており、過去10年の伸び率も全国2位（平成28年度）であるが、主要品目の生産量、栽培戸数の減少傾向や他県と比べて農業所得が低いことなどが課題であり、今後、生産基盤のさらなる整備促進による農業経営の体質強化を最重要課題として取り組んでいる。

1 農業農村整備事業

意欲ある担い手は、基盤整備の完了を見据えて各種設備投資を準備していることから、営農規模拡大の早期実現に向け、十分な当初予算の確保が必要である。

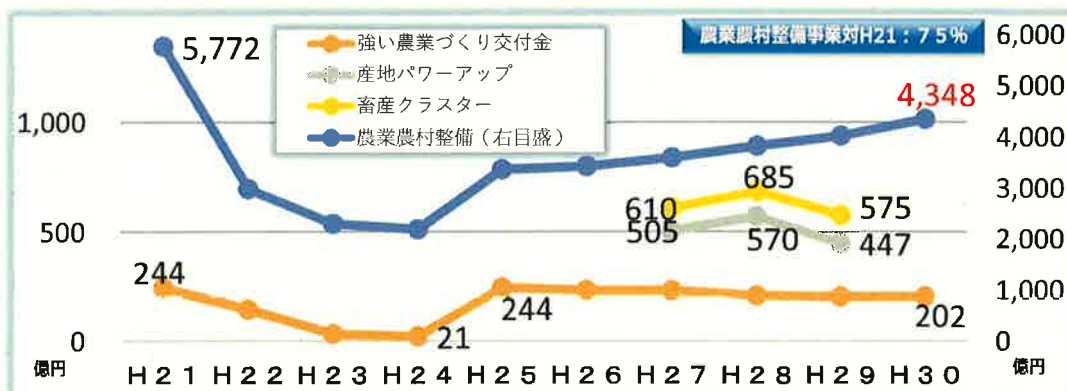
平成30年度の国の農業農村整備事業関係予算は、平成29年度補正予算を合わせると、大幅削減前の平成21年度の水準を上回る額が確保されているが、当初予算のみでは8割に満たない水準であり、また、農山漁村地域整備交付金は前年度から減額となっている。

2 生産基盤施設整備（強い農業づくり交付金、産地パワーアップ事業、畜産クラスター事業）

農業所得向上のために、生産（規模拡大、多収化等）、担い手、農地集積、販売に関する取組目標等を記載した産地計画を園芸で245計画、畜産クラスターで21計画策定し、その達成に向けて取り組んでおり、今後も継続的な支援が必要である。

なお、産地パワーアップ計画の事業期間については、最長3年となっているが、更なる農業所得向上に向け、実施期間の延長や計画の再認定等が必要である。

＜農業生産基盤整備関連事業の政府予算推移＞



< 農業農村整備事業の効果事例

「八斗木地区（雲仙市）」>



- 担い手 1 人当り経営面積
1. 4 倍に増加 (2.5ha/人→3.5ha/人)
- 農業所得の増加 (地区外含む)
3. 4 倍に増加
(459万円/人→1,583万円/人)
- 小学校児童数の増加 (八斗木小学校)
対H25年:152%増 (H33年)



< 生産基盤施設整備の効果事例 >

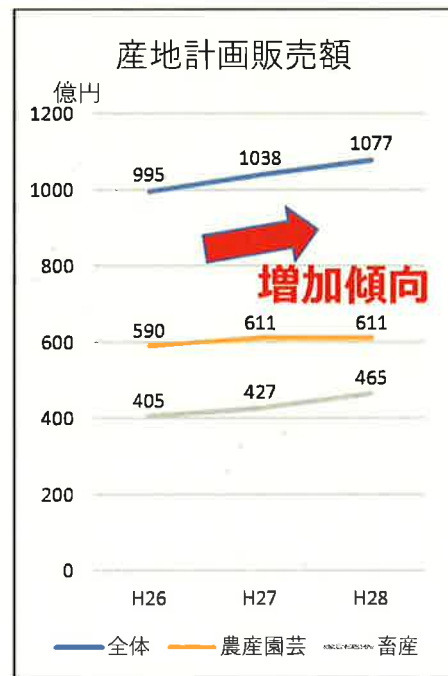
- ミニトマト低コスト耐候性ハウス（諫早市）



- 畜産クラスターの取組



- 産地計画の販売額の伸び率
108%に増
(H26:995億円→H28:1,077億円)



13 経営規模拡大に向けた所有者不明、未相続農地、林地の集約化について

【総務省、農林水産省、林野庁】

【提案・要望】

- 1 土地改良事業の換地手続きについては、速やかに事業を進め、登記された農地を適切に継承するために、以下の要件を緩和すること
 - (1) 共有地の権利者のうち、住所又は居所が知れない等の者に対しては、権利者会議の通知が到達したとみなされる公示送達の手続きによって、権利者の判定から除外すること
 - (2) 登記名義人の死亡から20年を超える未相続の土地については、関係権利者全員の同意を要さずとも相続対象者のいずれかの者に事業主体が代位して登記を可能とする制度を導入すること
- 2 林地台帳の整備促進に向け、平成23年度以前を含む全ての森林所有者に係る固定資産課税台帳に関する情報を市町林務部局へ提供可能とする制度改正を行うこと
- 3 新たな森林管理システムの推進に向け、以下の必要な制度改正を行うこと
 - (1) 法定相続人が特定できない場合、「事実上の管理者」として固定資産税の納税者等をみなし、その同意で市町への森林の経営管理の委託を可能にすること
 - (2) 森林所有者からの訴訟リスクについて、事前相談や権利者からの申立て等に対応するため、弁護士等の専門家で構成する仲裁組織を設置すること

【本県の現状・課題等】

1 土地改良事業の要件緩和

農地の換地手続きにおける権利者会議では、全権利者の2/3以上の出席かつ出席者の2/3以上の同意が必要である。所有者不在・不明農地においては、全権利者を確認し換地作業を進める必要があるが、離島や半島などが多く中山間地域を抱える本県では相続未登記の筆数が2割を超えており、その作業に多大な労力と費用、時間を要するため、所有者不在・不明農地は整備区域から除外せざるを得ない状況となっている。

また、登記について、全権利者からの同意が得られない場合は表題部の登記しかできず、次世代に課題を残すことになっている。

2.3 林地の活用に向けた制度改正

固定資産課税台帳の情報利用は、現在、県内の森林面積の0.7%に過ぎない平成24年度以降に異動があった情報に限定され、かつ市町内部での利用に留まっている。

本県での登記簿上の筆数では、所有者不明森林は全体の約4割を占めるが、森林経営管理法では、市町職員が所有者の同意を取り付け、森林整備事業体へ森林情報提供することとなっており、事務負担が膨大なものとなる。さらに「事実上の管理者」を森林所有者とみなして森林整備を実施した後に、森林所有者が現れて権利を主張するなどの懸念があるため、林地の活用推進が図れない。

<農地集約の目指すべき姿> (中山間地域の例)



小さな圃場が散在し、担い手は利用せず、集積が進まない。

傾斜地の狭い圃場は条件が悪いため、高齢化が進展し、放任園が増加。

土地改良事業の換地手続きに係る要件を緩和



小さな圃場を集約、ゾーニングし、担い手が利用しやすい圃場条件を整備。

担い手への圃場集積により規模拡大と省力化を実現。

<林地集約の目指すべき姿>

小規模分散



所有者不明林地が点在し、林業経営体が施業を集約化できる事業地が限定。

路網も分断され、事業規模拡大とコスト低減が図られず、収益向上が見込めない。

大規模集約



所有者や管理者の特定が進み、事業地の確保と集約区域が拡大。

施業集約化、効率的な路網配置等によりコストが縮減され収益が向上。

公示後、所有者等不明森林を委託・管理
納税者を事実上の管理者として運用
固定資産課税台帳を活用した台帳整備

【提案・要望実現の効果】

(農地活用に向けた土地改良事業の要件緩和)

農地の換地手続きが迅速に行われ、整備した農地の速やかな担い手への集積及び農地の未相続問題が解消し、長期の賃借権設定、次世代に向けた整備へつながる。

(林地の活用に向けた制度改正)

固定資産課税台帳に関する情報の提供により、事業者と市町間での情報共有が進み、所有者の特定と同意取得が円滑に進められる。不明所有者の調査対象が限定され、所有者不明森林の活用が促進される。

森林管理の委託手続き要件の緩和により市町への経営管理委託が可能になり、国の手続きを利用し、円滑に林地集約と活用が進む。

訴訟リスク等に対するマネジメントの徹底により、民間事業者の新規参入を促し、林地の集約と活用が進む。

14 西九州自動車道の整備促進について

【国土交通省】

【提案・要望】

西九州自動車道に関して、以下により整備促進を図ること

- (1) 松浦佐々道路、伊万里松浦道路及び伊万里道路の整備予算の確保と早期完成を図ること
- (2) 佐々IC～佐世保大塔IC間の4車線化の整備促進を図ること
また、佐世保大塔IC～武雄南IC間の4車線化の早期着手を図ること

【本県の現状・課題等】

本土最西端であり、九州の主要都市や本州からのアクセス性に劣り、また災害時の代替路がない当該地域においては、所要時間の短縮、定時性の確保が急務となっている。現在、西九州自動車道の整備・延伸が、沿線地域への企業誘致を強く後押しし、また観光客も着実に増加するなど、地域活性化の効果が確実に現れている。

しかしながら、依然として、地域活力の低迷に悩む県北地域においては、地場産業の競争力強化や、豊かな観光資源を活かした観光振興の推進により、地域経済の活性化を図る必要がある。

さらに、佐々IC～武雄南IC間は暫定2車線で供用されているが、佐々IC～佐世保大塔IC間では1日当たり約2～3万台が通行し非常に混雑しており、事故も多発していることから、安全性の確保が急務となっている。

(本県の取組)

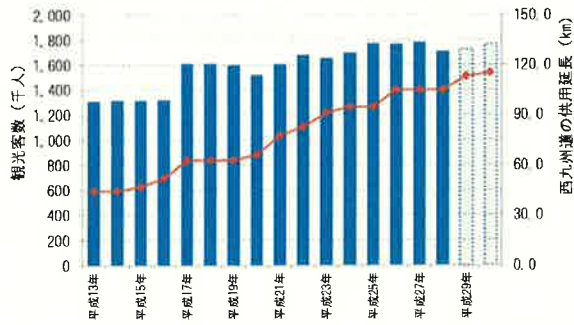
本県では、松浦佐々道路の一日も早い完成を目指し、関係市町と協力して、平成28年より、用地の早期取得を支援するための西九州自動車道推進室を設置するなど、国への協力を積極的に行っている。

また、県の産業振興計画を定めた「ながさき産業振興プラン」に基づき、良質な雇用の場の創出と地域経済の活性化を図るため、企業ニーズに対応した支援制度や円滑に事業展開できる環境を整備し、地域の特性を生かせる企業の誘致を推進している。

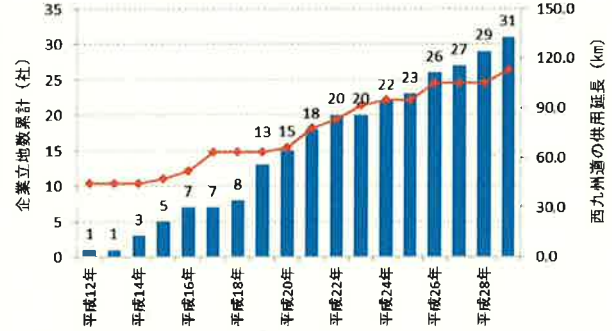
さらに沿線地域には、世界遺産候補である「長崎と天草地方の潜伏キリシタン関連遺産」の構成遺産が位置しており、構成資産の保全を図るとともに、有効な観光資源として活用するために、県では関係機関と連携して、世界遺産登録に向けて取り組んでいる。

暫定2車線の4車線化については、国の社会資本整備審議会国土幹線道路部会で、無料区間の4車線化に有料事業を活用することを、昨年7月の部会において提案し、4車線化実現に向けて要望活動を重ねてきた。その後、国の事業評価等が行われ、今年3月には西日本高速道路株式会社から、佐々IC～佐世保大塔IC間の4車線化事業への着手が発表されたところである。

【平戸市の観光客数（日帰り、宿泊計）】



【沿線地域の企業立地数（累計）】



【提案・要望実現の効果】

西九州自動車道の整備・延伸に伴い、福岡県をはじめとする九州の主要都市や本州との時間短縮及び定時性の確保により、九州西北部の地域間の連携強化や交流促進が図られ、観光の振興や企業立地の促進、物流の効率化が促される。併せて、救急医療体制の強化や緊急時の迅速な避難・救急活動が可能となる。

また、佐世保市など県北地域では整備された企業団地への企業立地や工場の拡張整備などが活発化しており、これは地域間の時間短縮や定時性の確保が理由の一因だと考えられる。今後も企業団地の整備が計画されており、西九州自動車道の整備とともに、将来の産業振興や地域活性化に大きく寄与することが期待される。

15 地方創生を支える幹線道路（地域高規格道路・国道・県道・街路）の整備促進について

【国土交通省】

【提案・要望】

- 1 地域高規格道路の整備予算を確保し、その促進を図ること
 - (1) 島原道路
 - ・ 森山拡幅の早期完成
 - ・ 有明～瑞穂の新規事業化
 - ・ 出平有明バイパス、瑞穂吾妻バイパス、鷺崎～栗面工区、諫早インター工区の整備促進
 - (2) 西彼杵道路
 - ・ 時津工区の整備促進
 - (3) 一般国道205号佐世保市～東彼杵町（東彼杵道路）の新規事業化へ向けた計画段階評価手続きへの着手
 - (4) 島原天草長島連絡道路の実現に向けた調査・検討の再開
 - (5) 有明海沿岸道路の計画の明確化
- 2 国道の整備予算を確保し、その促進を図ること
 - ・ 一般国道34号大村拡幅、大村諫早拡幅、新日見トンネル、一般国道205号針尾バイパス等の整備促進
- 3 県道・街路の整備予算を確保し、その促進を図ること

【本県の現状・課題等】

島原半島、西彼杵半島などの半島地域は、高速交通体系から取り残されており、救急医療体制の強化や災害時の代替路の確保が必要となっている。

また、都市部においては、慢性的な渋滞に悩まされており、特に、主要都市を結ぶ一般国道34号の大村～諫早は、朝夕のピーク時や休日等に渋滞が発生しているため、早急な対応が求められている。

さらに、本県は、離島・半島地域を多く抱え、平坦地に乏しいといった地形的な制約により、道路の整備が全般的に立ち遅れている。このため、都市内幹線道路、離島・半島道路等について、交通渋滞の解消・緩和や走行性の向上を図る必要がある。

（本県の取組）

国と長崎県では、高速交通体系から取り残されている半島地域を中心に、地域高規格道路2路線（6工区）の整備を促進している。昨年度は、県が整備を進めてきた地域高規格道路「島原道路」の吾妻愛野バイパスが昨年12月に、諫早インター工区の栗面IC～小船越ICが今年3月に供用し、時間短縮や定時性の向上などの効果により、島原半島の利便性向上に寄与している。

また一般国道34号の大村諫早拡幅においては、新規事業化の条件となる計画段階評価が昨年6月に完了したのを受け、県において都市計画の手続きを進め、今年1月には都市計画決定の告示を行い、今年度より新規事業化されたところである。

16 長崎港松が枝国際観光船埠頭の整備促進について

【国土交通省】

【提案・要望】

日本におけるクルーズ船受入の拠点となる長崎港の受入能力をさらに高めるため、2バース目の早期事業化を図ること

【本県の現状・課題等】

長崎港は、立体的で美しいまちなかに直接クルーズ船が接岸できるなど、まち全体で上質なおもてなしが可能な港であることから、1958年のカロナア号初入港以来、数多くのクルーズ船が寄港しており、世界のクルーズ船社からも高い評価を得ている。

近年のアジア地域におけるクルーズ市場の拡大に伴い、一衣帯水の位置にある長崎港へのクルーズ船の寄港も急増し、平成29年には前年比約35%増の267隻が寄港し、76万人の訪日客が訪れ、クルーズ船寄港による地域経済の活性化は「交流で賑わう長崎県」の実現に大きく寄与している。

しかしながら、クルーズ船の急増と併せ船舶の大型化も進んでおり、入港の申し入れがあっても受付できない状況も発生しており、受入環境を改善し、アジアのゲートウェイに相応しい港湾の機能強化が喫緊の課題となっている。

国においては、既存岸壁の延伸など大型クルーズ船の受入対策に取り組んでいただいているところだが、今後とも拡大が見込まれるクルーズ需要を取り込み、観光振興による地域活性化につなげていくためには、松が枝埠頭での2バース連続岸壁の整備は必要不可欠な事業である。

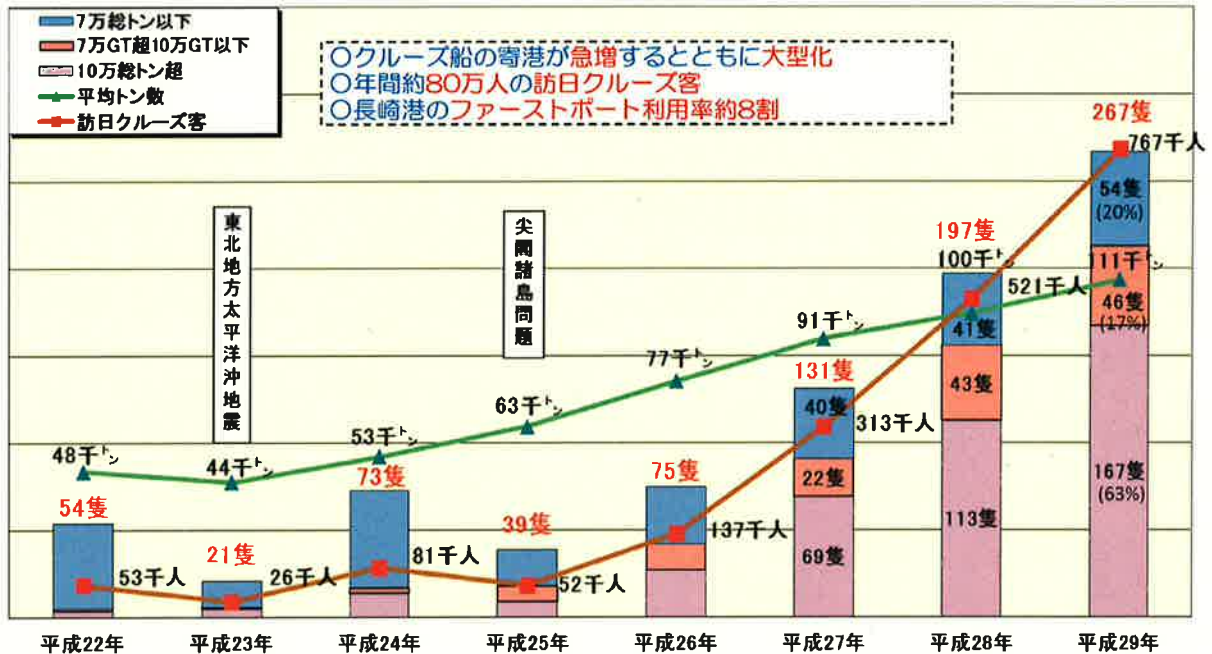
(本県の取組)

- ・長崎港は、全国で初めての10万総トン級クルーズ船専用岸壁や、国内最大級となる入国審査20ブースを持つ旅客ターミナルの整備など、これまでも日本におけるクルーズ船の拠点港として機能強化に取り組んできた。
- ・国においては、既存岸壁の延伸など大型クルーズ船の受入対策に取り組んでいただいている。
- ・出島岸壁においては、平成31年度からクルーズ船に特化予定とし、入港予約の受付を開始するなど有効活用を進めている。また、クルーズ船の寄港増に伴う港内航行の安全性確保のためのルールを策定し、受入れ体制の充実を図っている。

【長崎港】 クルーズ船が接岸する松が枝埠頭は、まちなかに近く、周辺には世界遺産など観光資源に恵まれている



【長崎港のクルーズ船入港推移】



【松が枝国際観光船埠頭2バース目の早期事業化】



【提案・要望実現の効果】

高いポテンシャルを有する長崎港において、今後も拡大が見込まれるアジアクルーズはもちろんのこと、ワールド、日本の各クルーズの均衡ある受け入れを可能とする連続岸壁の整備（2バース化）は、日本のクルーズ船受入のリーディングポートとして、国が目指す「訪日クルーズ客500万人」の取り組みにも大いに貢献するものと確信している。

また、2バース化は、背後に集積する世界遺産と調和した都市空間の形成など、周辺地域の再開発にもつながり、海の玄関口の整備にとどまらず、地方創生の拠点として地域の振興に大きく寄与することが期待される。

17 地方創生の拠点となる港湾の整備促進について

【国土交通省】

【提案・要望】

離島・半島を多く有する本県においては、人流・物流の拠点となる港湾の整備促進が、地方創生の拠点として地域の活性化や産業振興につながることから、港湾予算の総枠を確保し整備を促進すること

- (1) 訪日外国人の増加につながる巖原港の旅客ターミナル再編事業の促進
- (2) 新たな雇用を創出する肥前大島港の貨物埠頭再編事業の促進
- (3) 地域の基幹産業（水産業）への支援となる調川港の基盤整備の促進

【本県の現状・課題等】

本土の最西端に位置し、離島・半島を多く有する本県においては、人口減少と県民所得の低迷が大きな課題となっており、活力ある地域を創出するためには、地域の基幹産業と連携し、雇用と経済を支える港湾の整備促進が非常に重要である。

<巖原港>

巖原港は、韓国との間に離島で唯一の国際定期航路を有し、年間約36万人の韓国人観光客が対馬を訪れている。現在、混在している国内・国際ターミナルの再編を進めているが、完成後には訪日観光客の大幅な増加が見込まれ、国が目指している新たな観光ビジョンにも寄与するものと考えている

<肥前大島港>

肥前大島港は、地域の基幹産業となっている造船業が盛んに操業されており、この支援のため、県と市が連携し、物流ターミナルの再編と新たな土地造成を進めている。国際競争力の更なる強化を進めるとともに、500人の新たな雇用の創出が見込まれるなど、港湾の整備が地域の活力の下支えとなっている。

<調川港>

調川港は、西日本有数の遠洋旋網漁業の拠点港として全国でも上位の水揚量を誇る港湾である。背後の魚市場再編と併せて港湾機能を強化することで、水産物の輸出拡大など、地域の基幹産業である水産業の新たな展開が図られる。

【提案・要望実現の効果】

港湾の整備を促進することにより、人流や物流機能の強化が図られ、地域の観光や産業の振興を図ることが可能となり、「交流でにぎわう長崎県」「安心快適な暮らし広がる長崎県」「力強い産業を創造する長崎県」の実現はもとより、国が進められている「生産性向上による成長力の強化」及び「地域の活性化と豊かな暮らしの実現」に多いに貢献することができる。

いづはらこう
【厳原港】 ~しまの玄関口 交流拠点の再編~
 平成32年度 国内ターミナルビル完成、暫定シフト予定

【位置図】 厳原港

【釜山からの観光客】 待合室 通路

新規埠頭整備

【新】ターミナル 国内に特化
 【現】ターミナル 国内・国際→国際に特化

国内・国際航路
 国内航路
 国際航路

平成29年**36万人**の訪日客
 ・入国者数**7.5倍増**(H23比)
 ・平成30年2月より**4社体制**

釜山航路の旅客の推移(入国者数)

年度	対馬航路	厳原港	比田港
H23	48	-	-
H24	154	-	-
H25	185	-	-
H26	198	-	-
H27	217	-	-
H28	264	-	-
H29	360	-	-

ひぜんおおしまこう
【肥前大島港】 ~地域の基幹産業の競争力強化のための港湾整備~
 平成32年度 岸壁、用地造成の完成目標

【位置図】 肥前大島港

鋼材等心頭(H27~H32)
 岸壁(-7.5m) 130m×1B
 岸壁(-4.5m) 80m×1B
 道路 420m 等

用地造成(西海市) 12.3ha

約500人の新規雇用!

高松地区貨物量推計(公共+専用バース)

年度	貨物量(トン)
H21	400,000
H22	500,000
H23	570,000
H24	600,000
H25	650,000
H33	1,170,000

約2.0倍

つきのかわこう
【調川港】 ~地域の基幹産業(水産業)への支援(水産物の輸出拡大)~
 平成31年度末 浮棧橋完成目標

【位置図】 調川港

浮棧橋(2基)計画

H29完成

H31開港目標

調川港

- 西日本有数の魚市
- 県全体の3割を占める水産拠点
- 旬アジ、旬サバのブランドも定着

【輸出拡大】

HACCAP(高度衛生管理)を導入し、水産物流の競争力を強化

年度	取扱量	取扱高
H27	1.6万トン	21億円
H37	2.4万トン	32億円

魚市場の再編(市)と連携した港湾施設の拡充

18 本明川ダム及び石木ダム建設事業の促進について

【国土交通省】

【提案・要望】

＜本明川ダム建設事業＞

本明川の治水と既得用水の補給など流水の正常な機能の維持のため、国直轄による本明川の河川改修と併せて本明川ダム建設事業の促進を図ること。

＜石木ダム建設事業＞

川棚川の抜本的な治水対策及び佐世保市の慢性的な水源不足解消のため、石木ダム建設事業に必要な予算の確保を図ること。

【本県の現状・課題等】

全国的な気候変動等に伴う水害や渇水被害等の頻発を踏まえ、県民の安全・安心な生活を守るために、本明川ダム建設事業の促進及び石木ダム建設事業に必要な予算の確保を望むものである。

＜本明川ダム建設事業＞

本明川流域は、昭和32年の諫早大水害を始め、過去に何度も大雨による浸水被害に見舞われており、河川沿いには住家が密集し、川幅を拡幅することが困難なため、河道掘削・築堤などの河川改修と併せてダムによる総合的な洪水対策が必要である。また、流域内は平坦地に乏しく、渇水になると河川の流量が枯渇し、農業用水等の既得用水や河川の維持流量等、流水の正常な機能を維持する流量の確保が困難になることから、ダムによる流量の補給が必要となる。

このため、洪水対策や適正な河川流量確保の両面に大きな効果を持つ本明川ダムの建設が必要であり、平成6年度に事業着手し、平成29年2月に損失補償基準協定が締結されたことから、平成29年度には用地補償に着手し、平成30年2月25日に、本明川ダム関連付替道路着工式が行われ、本格的な工事開始となった。

県としても、平成30年度より用地特別会計予算を確保し、事業用地の先行取得を行い、本体着工に向けて強く協力していく。国においても着実な事業進捗のために今後も継続的な予算確保をお願いしたい。

＜石木ダム建設事業＞

川棚川の流域には、多くの家屋が密集しているが、戦後4度の浸水被害が発生している。これまでも、築堤や河床掘削、治水ダムの建設等の様々な対策を行ってきたが、周辺の安全を確保するためには、河道改修とダム建設を組み合わせた総合的な治水対策が必要となっている。

また、佐世保市には、安定して取水できる水源が不足していることから、度々渇水の危機に瀕しており、特に、平成6年には、最大43時間の断水を伴う264日間の給水制限を実施し、市民生活や経済活動に多大な影響を及ぼした。

このように、川棚川の抜本的な治水対策と佐世保市の慢性的な水源不足解消のために、石木ダムは必要不可欠である。

昭和50年度の着手以降、地域の方々への説明会や戸別訪問など、事業への協力が得られるよう努力を重ね、既に約8割の地権者からは協力をいただいている。しかしながら、残りの地権者とは話し合いの糸口すら見出せなかったことから、土地収用法に基づく手続きに入り、現在、収用委員会において手続きが進められている。

一方、工事については、県が取得した用地で付替県道工事を進めているが、事業に反対する方々による妨害行為が続けられているため、職員による応援体制を整え、妨害を止めるよう説得を重ねつつ、安全を確保し着実に進捗を図っている。

事業をめぐる訴訟については、国を当事者とした事業認定取消訴訟と、県・佐世保市を当事者とした工事続行差止訴訟に係争中であるが、事業認定取消訴訟については、本年3月20日に結審し、7月9日に判決が言い渡される予定である。

今後とも、県として適切に対応してまいりたい。

本明川ダム建設事業

●本明川ダムサイト予定地近景



●諫早大水害（S32.7.25）の被害

○人的被害

死者 494名 行方不明者 45名

○家屋被害

床上浸水 2,734戸 床下浸水 675戸

※諫早市では日雨量588mmを観測



石木ダム建設事業

●石木ダム完成イメージ



●川棚町の主な洪水被害

○昭和23年 9月11日	床上浸水 800戸	床下浸水 1,200戸
○昭和31年 8月27日	床上浸水 251戸	床下浸水 550戸
○昭和42年 7月9日	床上浸水 15戸	床下浸水 113戸
○平成2年 7月2日	床上浸水 97戸	床下浸水 287戸

●佐世保市の主な濁水（S50以降）

- 断水を含む給水制限 【2回】
 - ・昭和53年6月1日～11日
(北部：隔日給水6日間、隔日5時間給水4日間)
 - ・平成6年8月1日～平成7年4月26日
：日本一厳しい制限給水264日間
(南部：隔日5時間給水、北部：毎日5～6時間給水)
- 減圧給水制限 【2回】
 - ・平成17年7月2日～9日：8日間
 - ・平成19年11月23日～平成20年4月30日：160日間
- 給水制限実施直前の降雨で回避 【5回】
- 対策本部設置など警戒態勢移行 【11回】

【提案・要望実現の効果】

(本明川ダム)

本明川ダムの完成により、諫早市街地における洪水被害の軽減及び下流の既得用水や河川の維持流量など流水の正常な機能の維持に必要な流量の確保が可能となる。

(石木ダム)

石木ダムの完成により、川棚町の中心市街地を洪水から防御し沿川地域住民の生命や財産及び社会資本の保全を図ることが可能となるとともに、佐世保市に安定的な水道用水を供給することが可能となる。

19 雲仙復興事務所の直轄砂防事業による雲仙普賢岳の溶岩ドーム対策と九州大学地震火山観測研究センターの充実強化について

【文部科学省、国土交通省】

【提案・要望】

- 1 雲仙復興事務所の直轄砂防事業による山頂溶岩ドーム崩壊や火山堆積物に対するハード・ソフトの「防災・減災」対策を図ること
- 2 島原市に設置されている国立大学法人九州大学大学院理学研究院附属地震火山観測研究センターと雲仙復興事務所との連携による火山活動等の監視・観測・研究体制の充実強化を図ること

【本県の現状・課題等】

<雲仙復興事務所について>

平成5年の直轄化以来、火山砂防事業の進捗を要望してきた結果、概ね9割が完成し、土石流に対する安全性は格段に向上しているものの、山腹には1億7千万立方メートルの火山堆積物が存在するため、今後も大規模土石流の発生する可能性は高く、早急なハード対策が必要である。また、山頂には約1億立方メートルの溶岩ドームが不安定な状態で存在し、地震等により大規模な災害が発生するおそれがあるため、溶岩ドームの挙動については、継続的な調査・監視・観測が不可欠である。

さらに、島原半島地域には、数多くの断層が横断していることから、住民は土砂災害に対する不安を抱いている。

<九州大学地震火山観測研究センターについて>

昭和37年以来、九州大学により雲仙火山に関する観測・研究が島原市内で継続的に行われており、特に平成2年からの雲仙・普賢岳の噴火活動では、火砕流や土石流などにより甚大な被害をもたらしたが、九州大学大学院理学研究院附属地震火山観測研究センターからの観測結果等が県や市町などに的確に提供されたことにより、災害の軽減が図られるなど、重要な役割を果たしたところであり、御嶽山の噴火からも今後の体制強化は肝要である。

不安定な溶岩ドームが、地震等により崩壊の危険性が指摘されている中、刻一刻と変化する火山活動等を、両者連携により監視・観測・研究していく体制が必要不可欠である。

以上から、両者の存在に強い安心感と期待感を抱いている反面、直轄事務所の縮小、行革等による火山観測体制の統廃合等へ強い危機感があり、さらに、平成28年4月の熊本地震により溶岩ドーム崩落の危険性に対する不安が増している。

(本県の取組)

内部構造が不明で、不安定な溶岩ドーム崩壊対策には、今後とも国の高度な知見と技術力が必要であるため、島原半島3市で構成する「雲仙・普賢岳火山砂防促進期成同盟会」等の要望活動を積極的に後押しするとともに、県もあらゆる機会を捉えて、訴えていく。



【提案・要望実現の効果】

(項目1)

地震等による崩壊の危険性が指摘されている中、刻々と変化する火山活動等を今後も引き続き、九州大学地震火山観測研究センターと雲仙復興事務所との連携により監視・観測・研究体制を強化し、災害時には、高度な知見・技術力、即応力を有する事務所による対応を島原半島3市民は強く望んでおり、その結果、地域の安全度向上により、人口の増加や農作物の生産高増が見込める。

(項目2)

九州大学地震火山観測研究センターは、地質学、火山学等の中核研究機関として重要な役割を担っており、日本初の「世界ジオパーク」に認定された「島原半島ジオパーク」の維持・発展に必要不可欠な機関である。「島原半島ジオパーク」は、島原半島における観光の振興をはじめ、環境の保全・活用、文化の伝承、火山教育の普及活動により、地域経済の活性化に大いに貢献することができる。

20 佐世保港におけるすみ分けの早期実現等について

【外務省、防衛省】

【提案・要望】

- 1 佐世保弾薬補給所（前畑弾薬庫）の早期の移転・返還
- 2 崎辺地区の自衛隊による利活用の推進及び残る水陸機動連隊の長崎県内への配備
- 3 「前畑崎辺道路」の整備促進
- 4 防衛施設工事等に係る地元企業への優先発注・受注機会の拡大
- 5 その他の「新返還6項目」の早期実現
 - (1) 立神港区第1号～第5号岸壁の返還（未返還部分）
 - (2) 旧米海軍専用鉄道側線（旧ジョスコ線）の返還
 - (3) 制限水域全面の返還（但し、緩和を含む）

【本県の現状・課題等】

- 1 佐世保弾薬補給所（前畑弾薬庫）の移転・返還など佐世保港のすみ分けの早期実現
 - ・佐世保市には多くの米軍提供施設が存在し、これらが地域産業の振興・発展やまちづくりを図る上での障害要因となっており、また、地域住民に不安を与えている面もあるため、昭和46年から米軍提供施設の返還要望が行われ、平成10年に「新返還6項目」が決議された。
 - ・前畑弾薬庫の移転・返還は、平成23年1月17日の日米合同委員会で、移設先である針尾島弾薬集積所に代替施設が建設されることなどを条件として返還合意がなされたが、既に7年が経過しているものの具体に至っていない。
 - ・また、佐世保市においては、市民の早期返還に向けた切実な思いや機運の高まりを具現化する形で、弾薬庫群が有する歴史的資産価値や自然環境といった非代替的な価値やポテンシャルを守り活かすことを理念とした「前畑弾薬庫跡地利用構想（平成30年3月）」を策定しており、その実現のためにも一日も早い返還が求められる。
 - ・佐世保港区区内における水域の80%以上が、24時間、365日、立ち入り禁止をはじめとする各種の制限が設定されており、商港機能や港湾整備など佐世保港の発展に大きな障害となっている。



2 崎辺地区の利活用の促進と前畑崎辺道路の早期整備

- ・崎辺地区の西側は水陸機動団戦闘上陸大隊配備のための施設整備が進められているが、東側の海上自衛隊による岸壁等の整備構想について、可及的速やかに関係者と調整の上、具体的な整備計画を示し、事業として推進する必要がある。
また、平成30年3月に水陸機動団2個連隊が佐世保市相浦駐屯地に新編されたが、残る1個連隊の配備が示されていない。
- ・現在、崎辺地区へ通じる既存道路（市道）は狭隘であり、また、人口密集地であるため沿線には住宅が張り付いているとともに、当該地区には海上自衛隊施設が所在していることもあり、朝夕の通勤時には渋滞が発生している状況にある。
- ・今後、具体的に自衛隊による崎辺地区の利活用が進む中で、佐世保市中心部と崎辺地区を直結する基幹道路の建設は必要不可欠であり、また、既存道路の交通環境の改善を図る上でも、平成29年度に事業採択された前畑崎辺道路の早急な整備が必要であり、引き続き、国による佐世保市への支援が必要である。



3 基地が所在することによる地元経済の活性化

- ・長崎県内の各市町で人口減少や少子化が進む中、水陸機動団新編による千人を超える規模の隊員増加や関連施設の整備など、自衛隊が所在することによる人口増加及び経済活性化の期待は大きい。
- ・また、防衛計画の大綱では防衛能力発揮のための基盤整備として、地元経済への寄与に配慮するという「地域コミュニティとの連携」が打ち出されている。

【提案・要望実現の効果】

(前畑弾薬庫の移転・返還など佐世保港のすみ分けの早期実現)

- ・前畑弾薬庫の跡地活用など、佐世保港のすみ分けが実現することで、米海軍、海上自衛隊、民間企業及び公共施設それぞれが、より機能的に活動できるようになり、地域経済や市民活動のなど、佐世保市の発展に寄与する。

(前畑崎辺道路の早期整備)

- ・「前畑崎辺道路」の早期整備により、崎辺地区における自衛隊施設の運用の円滑化と、地域住民の交通環境の改善に寄与する。

(水陸機動団の新編、地元への優先発注等)

- ・自衛隊による崎辺地区の利活用の推進や水陸機動団の新編による人口増加、施設整備等の地元への優先発注や受注機会の拡大により、地域経済の活性化に寄与する。

21 原子力災害対策について

【内閣府、外務省、農林水産省、国土交通省、原子力規制委員会】

【提案・要望】

原子力発電施設及び原子力艦の災害対策のため、国が責任を持って取り組むとともに、地方自治体へ支援を行うこと

1 原子力発電施設の災害対策

- (1) 陸路避難のための避難道路の整備、海路避難における住民避難のための岸壁等施設整備に対する支援を行うこと
- (2) 原子力災害対策事業費補助金の継続を行うこと
- (3) 避難計画に自衛隊等の実動組織の支援内容を明記できるよう協力すること
- (4) 原子力発電所の安全対策の充実を図ること
- (5) 農林水産物等の輸出に関し、諸外国での輸入規制の長期化や過剰な規制を解消するため、関係国へ規制緩和等の働きかけを強化すること

2 原子力艦の災害対策

- (1) 原子力艦の防災訓練に米軍も参加すること
- (2) 西海市にモニタリングポストを設置すること

【本県の現状・課題等】

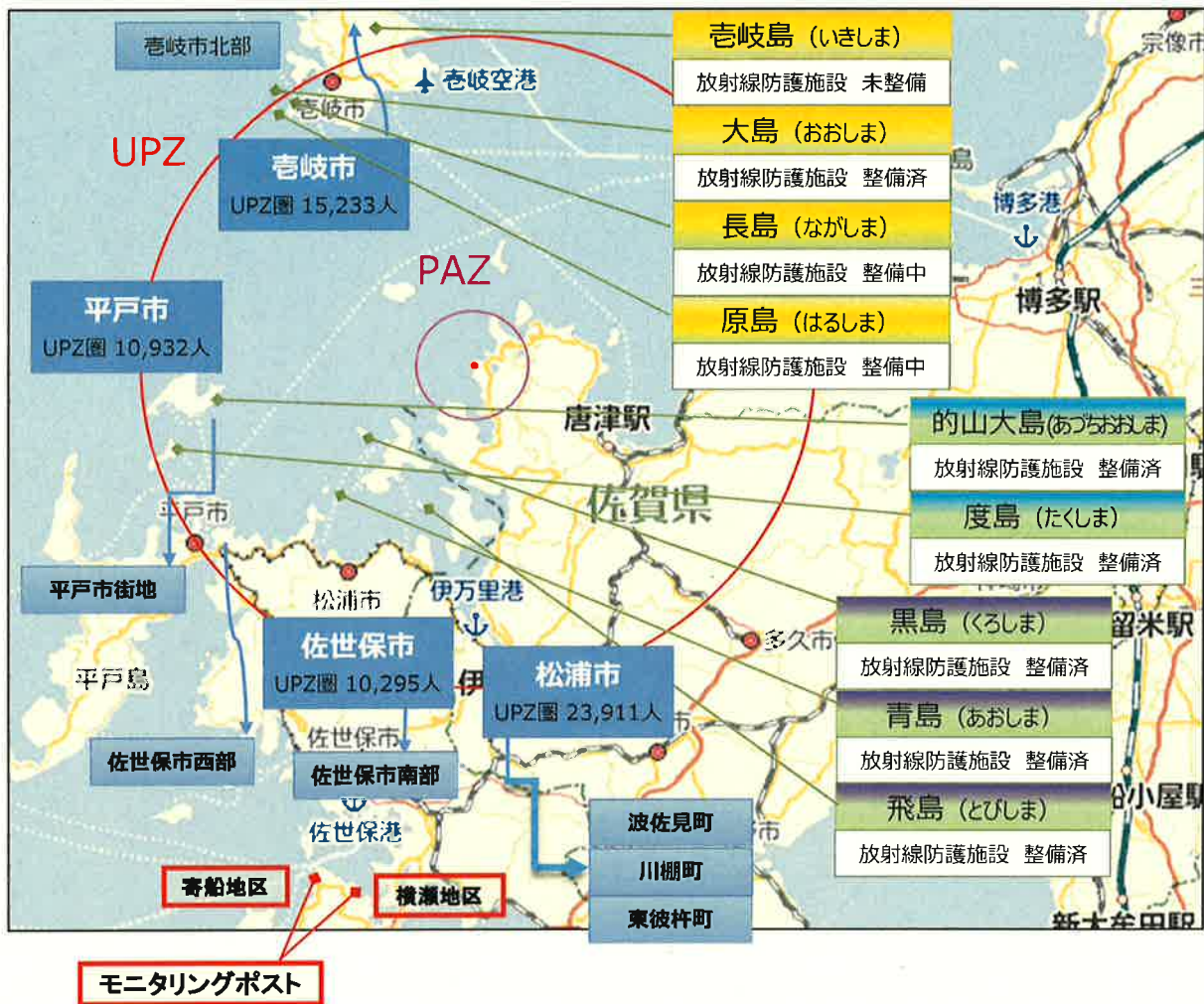
1 原子力発電施設の災害対策

玄海原子力発電所からUPZ（原発から30km）圏内に松浦市、佐世保市、平戸市、壱岐市が入ることから、原子力災害対策指針を踏まえた防災対策を講じている。

- (1) 原子力災害時の避難にあたっては、離島から避難のための岸壁整備、陸路避難のための道路整備が求められ、国の財政的な支援が必要となる。
- (2) UPZ圏内には離島が多く、時化の際には即時避難が困難となる。
このため、国の補助金を活用して、特定施設に放射線防護を付加する事業を実施しているが、未整備の島があることから事業継続が求められる。
- (3) UPZ圏内に含まれる自治体の防災対策に関し、不測の事態により自治体が確保した輸送能力で対応できない場合、自衛隊・海保等の実動組織の支援が求められる。避難計画に実動組織の支援内容を明記するため、国の協力が必要となる。
- (4) 玄海原子力発電所3・4号機が再稼働されたが、安全対策について地域住民は未だ不安を感じている。
- (5) 水産物輸出にあたっては、諸外国・地域の規制措置が強化され、中国政府からは「放射性物質検査合格証明書」及び「原産地証明書」の添付を求められている。
長崎魚市(株)から鮮魚を中国に輸出する際に、県・長崎魚市において毎回の放射能検査や証明書の発行手続きなどの負担が生じている。

2 原子力艦の災害対策

- (1) 原子力艦の寄港地である佐世保市では、毎年度、原子力艦防災訓練を実施しているが、原子力艦を所有する米軍は防災訓練に参加していない。
- (2) 原子力艦の寄港にあたって放射線量を計測するため、佐世保港内にモニタリングポストを7箇所設置しているが、佐世保港入口側にはモニタリングポストが設置されていない。



【提案・要望実現の効果】

1 原子力発電施設の災害対策

原子力発電所の安全対策のため、最新の科学的知見に基づく規制基準の見直し、避難対策の充実のため、陸路避難に向けた道路整備、海路避難における船舶の確保及び岸壁等施設整備、スクリーニング場所の確保、放射線防護施設への支援、避難困難者の避難手段の確保、避難先での生活環境確保等の課題がある。

UPZ圏内の関係4市からは、これら安全対策、防災対策を充実するためには国の支援が必要との要望が出され、これを受けて県から関係する省庁に対して申し入れを行っている（H29年4月23日）。

本県からの要望及び申し入れを実現することで地域住民の安全・安心につながる。

2 原子力艦の災害対策

佐世保市が実施している原子力艦防災訓練に原子力艦を所有する米軍が参加することで訓練が実効性あるものとなる。

原子力艦が寄港するにあたり、佐世保港入口の西海市寄船地区及び横瀬地区にモニタリングポストを設置することにより、緊急時に素早く対応することができる。

22 地方一般財源総額の確保について

【総務省】

【提案・要望】

地域の住民が主役となり、その住民の意思を踏まえ、住民とともに政策を決定し、責任を負う仕組みを構築するため、国と地方の役割分担を明確にした上で、地域の実情に配慮しつつ、より一層地方税財源の充実・強化及び自由裁量の拡大を図ること

1 一般財源総額の確保

- (1) 安定的な財政運営に必要な地方の一般財源総額を確保すること
- (2) 社会保障費及び臨時財政対策債償還費の増加を単純に他の行政経費を圧縮して対応するのではなく、適切に財政需要を積み上げること
- (3) 地方全体として必要な地方交付税の額の確保にあたっては、臨時財政対策債の発行等によることなく、さらなる法定率の引上げにより対応すること

2 合併市町の実態を踏まえた的確な交付税算定

平成26年度以降5年程度で見直しを行うこととされている合併市町に対する地方交付税の算定について、その他の教育費や商工行政費等に係る需要の割増など具体的な制度設計を行うにあたっては、合併市町、離島の合併市町、旧一島一町村（属島化地域）の実態をよりの確に反映した算定方法とすること

3 地方交付税におけるトップランナー方式に対する配慮

地方交付税におけるトップランナー方式対象費目の更なる拡大に当たっては、地域の実情に十分配慮し、行政改革努力を超えるような減額が生じないようにすること

4 偏在性の少ない地方税体系の充実強化

- (1) 特に偏在度の高い地方法人課税は、平成31年度税制改正へ向けてその偏在是正のための新たな措置を地方の意見を踏まえ検討すること
- (2) 地方消費税の軽減税率導入に伴う代替財源については、法制上の措置を講ずること
- (3) 自動車税の税率引下げは行わないこと
- (4) ゴルフ場利用税を堅持すること
- (5) 償却資産に対する固定資産税については、国の経済対策のために、新たな特例措置等の創設は行わないこと
- (6) 個人所得課税の見直しに当たっては、地域社会の会費という基本的性格に留意しつつ、引き続き充実・確保を前提として検討をすすめること

【本県の現状・課題等】

＜一般財源総額の確保＞

1 「経済財政運営と改革の基本方針2015」では、地方の一般財源総額については、平成30年度まで、平成27年度地方財政計画の水準を下回らないよう実質的に同水準を確保するとされている。地方が地方創生や人口減少対策等に取り組み、安定的な財政運営を行うためには、平成31年度以降においても引き続き一般財源総額を確保する必要がある。

また、地方財政計画において、社会保障費、臨時財政対策債償還費が増加する一方で、その他の行政経費が圧縮されている状況であるため、適切に財政需要を積み上げる必要がある。

臨時財政対策債の発行額は、近年抑制傾向にあるものの、依然として多額の地方財源不足が生じていることから法定率の引き上げが必要である。

＜合併市町の実態を踏まえた的確な交付税算定＞

2 合併算定替の縮減が当初どおりに行われた場合には、合併市町の喫緊の重要課題である集落維持・振興等ができなくなるのではないかと危惧されていた。このような中、国において、平成26年度から5年程度の期間で合併市町に対する交付税算定の見直しが行われることとなり、全国の合併市町に対する最終的な措置額は6,700億円程度となり、全国の合併算定替の影響額9,500億円程度の約7割が措置されることとなった。

現在、6割程度の措置が実現されているが、引き続き、合併市町、離島の合併市町、旧一島一町村（属島化地域）の実態を的確に反映した措置がなされる必要がある。

◆交付税算定の見直し(H26年度以降5年程度で見直し)

見直し年度	費目	見直し内容	合併団体への最終的な措置額(全国)
H26	地域振興費	・支所に要する経費を加算	3,400億円程度
H27	消防費	・標準団体の経費を見直し・人口密度による補正を充実 ・旧市町村単位の消防署・出張所に要する経費を加算	1,100億円程度
	清掃費	・標準団体の経費を見直し・人口密度による補正を新設	
H28	地域振興費	・離島、鳳島の増経費を反映(消防、清掃分)	1,200億円程度
	保健衛生費、社会福祉費 高齢者保健福祉費	・標準団体の経費を見直し ・旧市町村単位の保健センター運営費等の経費を加算	
	その他の教育費、徴税費	・標準団体の経費を見直し・人口密度による補正を充実	
H29	地域振興費	・離島、鳳島の増経費を反映(保健福祉等分)	500億円程度
	その他の教育費	・支所に要する経費を増額	
	都市計画費、その他の土木費 農業行政費	・人口密度による補正の新設 ・標準団体の経費を見直し	
H30	その他の教育費(220億円程度)	・標準団体の経費を見直し ・人口密度による補正を充実 ※図書館及び社会体育施設	500億円程度
	保健衛生費(60億円程度)	・旧市町村単位の保健センター運営費等の経費を増額	
	商工行政費(30億円程度) 地域振興費(40億円程度) 包括算定経費(150億円程度)	・標準団体の経費を見直し	
合 計			6,700億円程度(A)

合併団体の交付税影響額(全国) 9,500億円程度(B) (A) / (B) = 約7割

<地方交付税におけるトップランナー方式への配慮>

3 トップランナー方式の対象費目には、本県においては既に外部化済のものも含まれており、行政改革努力を超える減額を生じる可能性がある。

このため、対象費目の拡大に当たっては、これまで実施されてきた地方の取組を適切に把握し、財政基盤の弱い地域の実情等に十分配慮する必要がある。

<偏在性の少ない地方税体系の充実強化>

4 税制抜本改革による地方消費税の充実と併せて、地方法人課税のあり方を見直すことにより、税源の偏在性を是正する方策を確実に講ずるべきである。

地方法人課税の見直しにあたっては、法人が地方の行政サービスを受けていることや地方法人課税が企業誘致等の税源涵養のインセンティブとなっている面があることまでを踏まえ、今後の地方法人課税のあるべき全体像を見据えた検討がなされるべきである。

消費税の軽減税率導入に伴い、代替財源については、平成30年度末までに法制上の措置等を講ずることとされた。

車体課税の見直しに関しては、平成29年度税制改正において、平成31年度税制改正までに、安定的な財源を確保し、地方財政に影響を与えないように配慮しつつ、自動車の保有に係る税負担の軽減に関し総合的な検討を行い、必要な措置を講ずるとされている。

ゴルフ場利用税は、道路や上下水道の整備・維持管理のほか、水質調査や廃棄物処理等のゴルフ場所在地における財政需要に対応する貴重な財源となっている。

ゴルフ場所在地をはじめとする市町村からも同様の要望がされている。

固定資産税は固定資産の所有と道路、上下水道、消防、ごみ処理などの行政サービスとの受益関係に着目して、応益原則に基づき、資産価値に応じて所有者に課税するものとして定着しており、市町村の貴重な自主財源として行政サービスに充てられている。市町村からも同様の要望がされている。

個人所得課税は地方の基幹税であるから、社会や働き方の多様化により、中立的な税制で税収を安定させることが求められる一方、各種控除の見直しに当たっては子育てや介護を行う者の負担増とならないよう配慮が必要である。

【提案・要望実現の効果】

- 1 安定的な財政運営に必要となる地方一般財源を確保することにより、地域の実情に応じて喫緊の課題である地方創生や人口減少対策等に全力で取り組むことができる。
また、地方交付税の本来の役割である財源保障機能と財源調整機能は、地方全体としての必要額が確保されることによって発揮されるものであり、その原資を法定率の引き上げにより確保することで、地方交付税の安定性を高めて持続可能な制度とすることができる。
- 2 国においては、平成26年度から5年程度の期間で合併市町に対する交付税算定の見直しが行われることとされているが、見直し期間において、毎年度、合併市町の実態を的確に反映した算定が行われることにより、今後においても、合併市町の周辺旧市町村の集落維持・振興等が図られることとなる。
- 3 トップランナー方式対象費目の拡大に当たり、過度な負担が生じることなく、行政改革を推進することができる。
- 4 偏在性が小さく税収が安定的な地方税体系の構築へ向けた偏在是正策により生じた新たな財源を適切に配分することで地方分権改革を推進することができる。
消費税率の引上げ分は、その全額が社会保障財源とされている。消費税率10%引上げ時の軽減税率導入に伴う減収分について、その代替財源が法制上措置されることにより、地方の社会保障財源の確保が図られる。
本県の税収に占める自動車税の割合は約11%で、貴重な自主財源となっており、現行制度を堅持することで本県財政の安定に資する。自動車取得税の廃止、自動車税環境性能割の導入による減収分について、地方財政計画において措置されることにより、地方財源が確保される。
ゴルフ場利用税が堅持されれば、県はもとより税収の約70%を交付金として交付される県内市町も含めた地方財政の安定に資する。
県内市町の税収に占める償却資産課税の割合は約7%で市町の貴重な自主財源となっている。
働き方に中立的な個人所得課税は、多様化する社会へ対応し、税収の安定に資する。